
令和 7 年 8 月

砺波市議会定例会議案

令和 7 年 8 月 2 5 日

砺波市議会 8 月定例会

令和 7 年 8 月 砺波市議会定例会議案目次

1	議案第45号	令和 7 年度砺波市一般会計補正予算（第 3 号）	1
2	議案第46号	令和 7 年度砺波市霊苑事業特別会計補正予算（第 1 号）	5
3	議案第47号	令和 7 年度砺波市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	7
4	議案第48号	砺波市議会議員及び砺波市長の選挙における選挙運動の公 費負担に関する条例の一部改正について	9
5	議案第49号	砺波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に ついて	10
6	議案第50号	砺波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	12
7	議案第51号	砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	14
8	議案第52号	砺波市夢の平リフト条例の一部改正について	16
9	議案第53号	令和 6 年度砺波市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に ついて	17
10	議案第54号	令和 6 年度砺波市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について	18
11	議案第55号	令和 6 年度砺波市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について	19
12	議案第56号	財産の取得について（中型バス）	20
13	認定第 1 号	令和 6 年度砺波市一般会計歳入歳出決算認定について	21
14	認定第 2 号	令和 6 年度砺波市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 認定について	22
15	認定第 3 号	令和 6 年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決 算認定について	23
16	認定第 4 号	令和 6 年度砺波市霊苑事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	24
17	認定第 5 号	令和 6 年度砺波市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算 認定について	25
18	認定第 6 号	令和 6 年度砺波市水道事業会計決算認定について	26
19	認定第 7 号	令和 6 年度砺波市工業用水道事業会計決算認定について	27
20	認定第 8 号	令和 6 年度砺波市下水道事業会計決算認定について	28
21	認定第 9 号	令和 6 年度砺波市病院事業会計決算認定について	29
22	報告第14号	専決処分の報告について	30
	専決処分第10号	損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定に ついて	30
	専決処分第11号	損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定に について	30

議案第45号

令和7年度砺波市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度砺波市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224,792千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,558,348千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年8月25日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		13,550	233	13,783
	1 分担金	1	233	234
14 国庫支出金		2,793,445	68,569	2,862,014
	1 国庫負担金	1,981,182	37,501	2,018,683
	2 国庫補助金	779,774	30,460	810,234
	3 委託金	32,489	608	33,097
15 県支出金		1,604,669	26,926	1,631,595
	2 県補助金	738,310	26,926	765,236
16 財産収入		24,017	2,820	26,837
	2 財産売払収入	1,001	2,820	3,821
18 繰入金		2,439,592	9,500	2,449,092
	1 基金繰入金	2,439,592	9,500	2,449,092
19 繰越金		154,548	27,235	181,783
	1 繰越金	154,548	27,235	181,783
20 諸収入		1,056,998	1,809	1,058,807
	6 雑入	294,296	1,809	296,105
21 市債		1,285,556	87,700	1,373,256
	1 市債	1,285,556	87,700	1,373,256
補正されなかった款項に係る額		14,961,181	—	14,961,181
歳入合計		24,333,556	224,792	24,558,348

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,892,517	33,614	2,926,131
	1 総務管理費	2,137,123	33,006	2,170,129
	3 戸籍住民基本 台帳費	177,859	608	178,467
3 民生費		7,429,183	21,124	7,450,307
	1 社会福祉費	2,944,388	16,124	2,960,512
	2 児童福祉費	4,331,493	5,000	4,336,493
6 農林水産業費		880,604	95,414	976,018
	1 農業費	226,608	19,149	245,757
	3 農業土木費	553,606	76,265	629,871
10 教育費		2,394,334	8,770	2,403,104
	2 小学校費	528,162	3,417	531,579
	3 中学校費	269,330	1,646	270,976
	5 社会教育費	644,879	3,707	648,586
11 災害復旧費		16,664	65,870	82,534
	1 農林水産業施設 災害復旧費	7,800	64,924	72,724
	2 土木災害復旧費	8,864	946	9,810
補正されなかった款項に係る額		10,720,254	—	10,720,254
歳 出 合 計		24,333,556	224,792	24,558,348

第2表 地 方 債 補 正

(追 加)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の方法	利 率	償 還 の 方 法
農林水産業施設災害 復旧事業費	14,700	普通貸借又は証券発行	5.0 %以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れ る資金について、 利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率)	借入れの年から据置期間を 含め30年以内に元利均等若し しくは元金均等で償還する。た だし、市財政の都合により繰 上げ償還し、償還期限を短縮 し、又は低利債に借り換える ことができるものとする。な お、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことがで きる。
土木災害復旧事業費	900			

(変 更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起 債 の方法	利 率	償 還 の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総務管理事業費	36,600	13,900	50,500	補正前に 変わらず (普通貸借 又は証券発 行)	補正前に 変わらず (5.0 %以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率))	補正前に 変わらず (借入れの 年から据置 期間を含め 30年以内に 元利均等若 しくは元金 均等で償還 する。ただ し、市財政 の都合によ り繰上げ償 還し、償還 期限を短縮 し、又は低 利債に借り 換えること ができるも のとする。 なお、借入 先の融通条 件がある ときは、こ れに従うこ とができる。)
農業土木事業費	72,700	55,400	128,100			
社会教育事業費	83,300	2,800	86,100			

議案第 4 6 号

令和 7 年度砺波市霊苑事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度砺波市霊苑事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0, 2 5 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 2 5 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	350	351
	1 繰越金	1	350	351
補正されなかった款項に係る額		9,899	—	9,899
歳入合計		9,900	350	10,250

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		170	350	520
	1 公債費	170	350	520
補正されなかった款項に係る額		9,730	—	9,730
歳出合計		9,900	350	10,250

議案第 4 7 号

令和 7 年度砺波市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度砺波市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度砺波市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 4 号中「543,400 千円」を「612,400 千円」に改める。

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「67,000 千円」を「73,300 千円」に、「388,800 千円」を「382,500 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	1,364,000 千円	70,000 千円	1,434,000 千円
第 1 項 企業債	968,000 千円	70,000 千円	1,038,000 千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	2,042,800 千円	70,000 千円	2,112,800 千円
第 1 項 建設改良費	800,752 千円	70,000 千円	870,752 千円

（企業債）

第 4 条 予算第 5 条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業債	千円 47,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 （ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率）	借入れの年から据置 期間を含め 40 年以内 に半年賦若しくは年賦 又は元利均等若しくは 元金均等で償還する。 ただし、企業財政その 他の都合により繰上げ 償還し、償還期限を短 縮し、又は低利債に借
特定環境保全公 共下水道事業債	276,900			
農業集落排水事 業債	70,000			
流域下水道事業 債	122,800			

資本費平準化債	300,000			り換えることができる ものとする。 なお、借入先の融通 条件があるときは、こ れに従うことができ る。
下水道事業借換 債	221,300			
計	1,038,000			

令和7年8月25日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第 4 8 号

砺波市議会議員及び砺波市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部改正について

砺波市議会議員及び砺波市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 5 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市議会議員及び砺波市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

砺波市議会議員及び砺波市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成
1 6 年砺波市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 1 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の砺波市議会議員及び砺波市長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後そ
の期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された
選挙については、なお従前の例による。

議案第49号

砺波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

砺波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年8月25日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

砺波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年砺波市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「定める者」の次に「（第16条の4第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第16条の2の次に次の3条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第16条の3 任命権者は、砺波市職員の育児休業等に関する条例（平成16年砺波市条例第31号）第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） 砺波市職員の育児休業等に関する条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、勤務環境の整備に関する措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の砺波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第50号

砺波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

砺波市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年8月25日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

砺波市職員の育児休業等に関する条例（平成16年砺波市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第20条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（次条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第21条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業の承認は、勤務時間条例第2条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第21条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1）非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2）非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると市長が認める事情とする。

第22条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第23条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第23条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の砺波市職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（砺波市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

3 砺波市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年砺波市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の）」を「全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき市長が指定する時間を超えない範囲内の）」に改める。

議案第 5 1 号

砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 5 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 6 年砺波市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「			
月額	2, 0 0 0 円	病棟、救急室で交替勤務に従事する看護師又は准看護師	を
			」
「			
月額	2, 0 0 0 円	病棟、救急室で交替勤務に従事する助産師、看護師又は准看護師	に、
			」
「			
1 日につき	4 0 0 円	時差勤務に従事する看護師、准看護師又は調理師	を
			」
「			
1 日につき	4 0 0 円	時差勤務に従事する助産師、看護師、准看護師又は調理師	に、
			」
「			
深夜勤務（午後 1 0 時後翌日午前 5 時前の間）		正規の勤務時間として深夜業務に従事する看護師又は准看護師	を
1 回につき			
4 時間以上	3, 5 5 0 円		

2 時間以上 4 時間未満 3, 1 0 0 円	
2 時間未満 2, 1 5 0 円	

「

深夜勤務（午後 1 0 時後翌日午前 5 時 前の間） 1 回につき 勤務時間が深夜の全部を含む勤務で ある場合 7, 3 0 0 円 深夜における勤務時間が 4 時間以上 7 時間未満である場合 3, 5 5 0 円 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満である場合 3, 1 0 0 円 深夜における勤務時間が 2 時間未満 である場合 2, 1 5 0 円	正規の勤務時間として深夜業務 に従事する助産師、看護師又は准 看護師
---	--

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 5 2 号

砺波市夢の平リフト条例の一部改正について

砺波市夢の平リフト条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 5 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市夢の平リフト条例の一部を改正する条例

砺波市夢の平リフト条例（平成 1 6 年砺波市条例第 1 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

種別		金額	
		高校生以上の者	中学生以下の者
冬期間	1 回券	6 0 0 円	4 0 0 円
	1 1 回券	3, 5 0 0 円	2, 5 0 0 円
	半日券	3, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円
	1 日券	4, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
	シーズン券	2 0, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円
冬期間以外	往復券	8 0 0 円	5 0 0 円

備考 冬期間とは 1 2 月から翌年 3 月までとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 53 号

令和 6 年度砺波市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度砺波市水道事業会計未処分利益剰余金 398,683,830 円のうち、
147,000,000 円を減債積立金に、251,683,830 円を建設改良積立
金に積み立てるものとする。

令和 7 年 8 月 25 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第 5 4 号

令和 6 年度砺波市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度砺波市工業用水道事業会計未処分利益剰余金 1 8, 1 4 1, 6 6 7 円を減
債積立金に積み立てるものとする。

令和 7 年 8 月 2 5 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第 5 5 号

令和 6 年度砺波市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度砺波市下水道事業会計未処分利益剰余金 2 4 0, 1 1 0, 1 4 2 円を減債積立金に積み立てるものとする。

令和 7 年 8 月 2 5 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第56号

財産の取得について

スクールバス運行事業として、次のとおり財産を取得する。

令和7年8月25日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 中型バス 1台 |
| 2 取得価額 | 19,191,700円 |
| 3 取得の相手方 | 砺波市庄川町金屋6番地
庄川自動車株式会社
代表取締役 米道 俊信 |

認定第 1 号

令和 6 年度砺波市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度
砺波市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 25 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 2 号

令和 6 年度砺波市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度砺波市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 25 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 3 号

令和 6 年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 25 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 4 号

令和 6 年度砺波市霊苑事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度砺波市霊苑事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 25 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 5 号

令和 6 年度砺波市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度砺波市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 25 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 6 号

令和 6 年度砺波市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度砺波市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 25 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 7 号

令和 6 年度砺波市工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度砺波市工業用水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 25 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 8 号

令和 6 年度砺波市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度砺波市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 25 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

認定第 9 号

令和 6 年度砺波市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度砺波市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 25 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

報告第 1 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次の事件を下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 8 月 2 5 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定について

専決 処分 番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分 年月日
1 0	令和 7 年 2 月 2 4 日に 砺波市矢木地内で発生 した市有除雪車両の交 通事故	砺波市在住 1 人	市が支払う額 1 5 9 , 8 2 0 円	令和 7 年 6 月 2 4 日
1 1	令和 7 年 3 月 2 5 日に 砺波市宮村地内で発生 した市有車の物損事故	株式会社 ファイネス	市が支払う額 2 4 5 , 8 1 7 円	令和 7 年 7 月 3 日